

議 事 録

件 名	第 1 2 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成 2 4 年 5 月 1 5 日（火）午後 6 時 3 0 分から
場 所	登別市民会館 2 階 中ホール
会議内容 （質問等）	<p>会長挨拶</p> <p>会 長： それでは定刻となりましたので、第 1 2 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議を開催したいと思います。よろしくお願いたします。それでは、前回の記憶から迎りたいと思いますので、その前に事務局より資料の訂正があります。事務局説明の方お願いします。</p> <p>事 務 局： 送った議事録に誤字等がありましたので、2 ページ目・3 ページ目・1 1 ページ目を差し替えて下さい。</p> <p>資料の説明と質疑応答</p> <p>会 長： それでは議事に入りたいと思います。前回の意見概要という事で、事務局の方でまとめて頂きましたので、ちょっと見て頂きたいと思います。前回は審議会や推進組織のポジションや役割を示した表等を基に皆さんのご意見を色々頂きました。それから、専門部会等の設置も必要ではないかという事で、それをどのように記載するのが良いのか、というようなお話しもさせて頂きました。それから、在来種・外来種についても、色々ご意見を頂きましたので最終的にまとめる時に、その部分を皆さんと協議して行きたいと思っております。今回 8 ページ第 3 節第 1 9 条から進めて行きたいと思っております。</p> <p>（公共施設の先導的实施）</p> <p>第 1 9 条 市長は、道路、公園、建築物その他の公共施設の新設や改修（以下、「公共施設の整備」という。）をするときは、景観の形成及び緑化の推進について先導的に取組まなければならない。</p> <p>2 市長は、公共施設の整備を行う場合は、あらかじめ審議会に景観及び緑化に関しての意見を聴かななければならない。</p> <p>3 市長は、審議会の意見を尊重し、整備計画に反映するよう努めなければならない。</p> <p>（地区計画の活用）</p> <p>第 2 0 条 市長は、景観・自然遺産地区以外の市街地において、地域特性に応じた個性あるまちづくりを進めるため、都市計画法に基づいた地区計画の活用の推進に努めなければならない。</p> <p>（緑地協定等の活用）</p> <p>第 2 1 条 市長は、緑豊かな市街地の形成を図るため、都市緑地法に基づいた緑地協定及び市民緑地の指定の活用の推進に努めなければならない。</p> <p>（啓蒙活動）</p> <p>第 2 2 条 市長は、次代を担う子供たちに向けて、景観づくり及び緑化推進</p>

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>の啓蒙に努めなければならない。 (情報の発信) 第23条 市長は、市民等及び市域を訪れる人々に対して、景観づくり及び緑化推進に関する情報の発信に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、観光振興に資するため、景観・自然遺産の認定や眺望ポイントの指定等を行った場合には、積極的にその情報の発信に努めなければならない。</p> <p>(国等が行う事業) 第24条 市長は、国もしくはその他の地方公共団体が行う事業(以下、「国等が行う事業」という。)について、協議もしくは意見を求められた場合は、審議会の意見を尊重して回答するよう努めなければならない。</p> <p>という事で第19条からなのですけれども、何かご意見等はございませんか。</p> <p>A 委員： 前回、「第19条第2項についてグループ長会議で出た事を皆さんに報告をして、それで会議が終わっています。第2項は細かい部分まで全て審議会に諮らなければならないのか。」という事で、事業の規模によっては審議会に諮らなくても良いのではないかとというようなグループ長会議のお話を私が皆さんに報告して終わっています。</p> <p>会 長： 全てを審議会に諮らなくても良いのではないかとこの事の話ですね。その他、第19条から第20条の方で、グループ長会議では何かありませんでしたか。</p> <p>A 委員： 第20条については記憶に無いですね。</p> <p>会 長： 言葉の語尾を「聞かなければならない」というように、もう少し強く言っても良いのではないかとすとか、そのようなご意見もあったようなメモ書きが残っていました。第19条、第20条では特に気になるような部分はないですか。B委員何かございませんか。</p> <p>B 委員： ちょっと無いですね。</p> <p>会 長： それでは第21条を見て行きます。緑地協定等の活用という事で、前回事務局の方から緑地協定についての説明を頂きました。前回の議事録にもあるとおりで、実際に登別東町の奥の方にある自然公園が市民緑地制度を利用しているという事です。皆さんの地域に市民緑地制度を利用した場所はありますか。鷲別岬はどうなのでしょう。</p> <p>事務局： 鷲別岬は違います。登別市では1箇所だけです。</p> <p>会 長： 登別東町の奥の1箇所だけなのですか。</p> <p>事務局： はい。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： そうですか。登別東町の奥にある高速道路のふもとにそういう場所がありまして、水芭蕉が咲いており、蛸もいます。その場所に行く時のマナー等はあるのですか。</p> <p>C 委 員： 防虫スプレーは衣服等に噴きかけて見に行かないようにしています。蛸は虫なので死んでしまいます。それと大きな声だとかは大丈夫なのですが、懐中電灯等のライトを当てない事です。ライトを当てると交尾が出来なくなります。実は登別東町の自然公園の近くに市民運動場のような場所があると思うのですが、そこは一部埋め立てられているのですが、その周りには天然の蛸がいますので、一度は見て欲しいと思います。</p> <p>B 委 員： そこは柵等何も無く、散策路があったと思います。私も何年か前にC委員に連れられて行った事があります。</p> <p>会 長： 子供たちもたまに行く事はあると思うのですが、学校で活用しているかどうかは分かりません。前回、配布した資料の中に市民緑地制度の資料があったと思います。色々な条件もあるようですが、誰が最初にこの制度を利用して保全しようと言ったのでしょうか。C委員ですか。</p> <p>C 委 員： 違います。</p> <p>事 務 局： 基本的には地権者の申し出により、市と契約するものです。</p> <p>会 長： わかりました。第22条の啓蒙活動についてはどうでしょうか。素案の前文と目的の中にも、次代を担う子供たちという記載があり、子供たちという表現が多用されているため、背負わせる事にならないかというご意見もあったかと思いますが、グループ長会議ではどういう話でしたか。</p> <p>A 委 員： グループ長会議では、啓蒙あるいは啓発という言葉が一種の差別的な表現も含まれるのではないかという事で、今は使われなくなっているのに、表現を変えた方が良いのではないかという意見があったのと、子供たちに向けて啓蒙活動というのは良いと思うのですが、以前、子供たちだけに特化して良いのかというご意見もあり、それでは大人はどうなのかというお話でした。グループ長会議ではそういった事だったと思います。</p> <p>B 委 員： 実はこの部分は素案を作る時もそうでしたが、私は学校関係者だったものですから強調した部分なのです。子供たちに啓蒙するとしても、直接出来る事というのは中々難しいと思いますが、3～4年生に社会科の授業の中で登別市の事について勉強するので、この中に自然遺産であるとか、保全すべき緑地といった、自分たちの住んでいる登別の自然なり景観を守る意識を高めるような内容を盛り込んだ副読本を作り、子供たちに配布して授業で活用してもらえば啓蒙活動の一環になるのではと考えます。以前、富岸小学校に私がいた時にC委員を臨時講師として、富岸川の水生動物等の勉強をした事がありますが、そのような事も副読本の中に取り入れれば、きっと子供たちも自分の郷土について</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>の色々な認識を持てるようになると思います。</p> <p>D 委員： 学校の方で啓蒙という言葉が無くなっている訳ではないのですが、どちらかといえば啓発という表現が多いかと思います。それから、たまたま副読本の改訂が今年の3月に行われ、新しいものが出来たばかりですが、大きな改訂は5年に1度くらいだと思います。登別は児童数も多いので、途中の段階で少しずつ改訂して、大きな改訂をするという流れの中では、今B委員がおっしゃった部分も可能かとは思いますが、社会科の副読本という性格からすると、沢山の資料を副読本の中に入れるのはちょっと難しいと思います。ただあまり登別オリジナルの自然を紹介するという場面は多くはないので、そういう意味では副読本の中の一部に登別の良い所を紹介するというのは、今後、可能ではないかという気がします。</p> <p>B 委員： 私は現職時代に副読本の改訂に関わった事があるので、文章を少し変えるだけでそのような思いを含める事が出来るのではないかと思いました。</p> <p>会 長： ありがとうございます。啓蒙活動の一つとして、そのような事も出来るのではないかという事ですね。ありがとうございます。後は「啓蒙」という言葉ではなく「啓発」や、「普及」等はどうかというご意見だったと思います。これで第22条まで終わりましたが、何か気がついた事はありますか。よろしいですか。それでは第23条情報の発信に入ります。</p> <p>第23条 市長は、市民等及び市域を訪れる人々に対して、景観づくり及び緑化推進に関する情報の発信に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、観光振興に資するため、景観・自然遺産の認定や眺望ポイントの指定等を行った場合には、積極的にその情報の発信に努めなければならない。</p> <p>何か気が付いた点はありますか。A委員、グループ長会議でのお話をよろしくお願いします。</p> <p>A 委員： この部分はあまり無かったと思うのですが、「市域」という言葉が度々使われていますが、あまり馴染みの無い言葉だと思います。あと、訪れる人々に対する情報の発信ですが、市長は具体的にどういった方策を取るのかイメージしづらいのかなと思うのです。これは具体的にはどういった事なのでしょう。</p> <p>B 委員： 緑化推進協議会で仕事をさせてもらった時の事ですが、グリーンデータバンクといって、家の庭等に植えている立木が不必要になった時に、このようなものがありますので市民にお知らせするのに市政だよりを使いました。登別の市政だよりは素晴らしい評価を受けているようですから、仮に眺望ポイントが指定されたとしたら、市政だよりで写真等を掲載する事で情報を発信する事が出来ると思います。あとは市のホームページで映像や情報の発信は出来るのでしょうか。</p> <p>会 長： グリーンデータバンクというのは今も活用されているのですか。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>事務局： はい、今も活用されています。</p> <p>会長： 以前サクラの苗木があるだとか何かを見たような気がします。今月号にも載せているのでしょうか。</p> <p>事務局： 今月号にはないです。樹木の提供の申し出があった場合に情報提供する事としています。</p> <p>会長： 皆さんは見た事はございますか。</p> <p>E 委員： はい。市の広報に載っていますよね。</p> <p>事務局： はい。ホームページにも載っています。</p> <p>C 委員： 私は2回提供しました。</p> <p>会長： それはすぐに反応あるのですか。市を通してなのですか。</p> <p>事務局： 市の方に申込んで頂き、斡旋というかたちをとっています。</p> <p>会長： 実際に利用した委員もいますし、それは十分に機能しているという事ですね。それを周知するのに広報を使ったり、ホームページを使ったりしているという事ですね。あと、市域を訪れる人に対してという部分は観光客ですとか、登別に通勤して働いている人等、こういう人に対しても情報発信をしなければならないという事で、色々なパンフレットを出しているのかなと思います。観光地でもありますので、情報センターという所を出しているのではないかと思います。が、どのようなものがあるかは知りません。</p> <p>B 委員： 観光パンフレットは登別温泉等に行くときに入りますが、他の場所ですとどこで手に入るのかわかりません。けれども、今日市民会館に来たら、教育委員会の壁際にパンフレット等色々並んでおり、何となく手に取ったのですが、これは登別の宣伝になると思い見ていました。観光パンフレットを作っているのですからそういう箇所をもっと増やせば良いのかもしれないですし、登別に行かない人でもわかるように工夫すれば良いのかなと思います。</p> <p>会長： もっと周知する為の場所を増やすというか、そういう事も考えた方が良いのではないかという事ですね。</p> <p>B 委員： 学校だとか郵便局だとか銀行とかに置いてもらう事も出来るのではないかと。</p> <p>会長： これは情報発信に努めなければならないので、そのとおりだという事でよろしいでしょうか。</p> <p>D 委員： 第23条第1項と第2項を比べると、第2項には積極的にという言葉が入っ</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ているのですが、基本的には情報の発信に努めるという事をしっかり伝えれば良いのかと思いますし、そうすると第2項の観光振興に資するための情報提供がより積極的にという事になってしまうので、条例の本来の目的を考えると積極的にという部分は取っても良いのか、あるいは両方に付けるかという事なのかなと思います。</p> <p>会 長： 第2項にだけ積極的にという言葉が出ているという事ですが、どうでしょうか。登別市は観光地でありますので、特徴ある景観・緑化条例となるようにあえて第2項に積極的にという言葉を入れて強調しているのかとも思います。</p> <p>B 委員： それともう一つ、市長とお話をした際に聞いたのですが、市長は色々な地域に出張された時に登別の宣伝をして来るようです。そのような事は登別市内だけではなく、その情報を外に発信するという事につながっていると思います。文言はそうになっていませんがそのような事も含まれていると思います。</p> <p>会 長： 外にという事は書かれてはいませんが、それを内外にですとか、そういう文言を入れると、より感情を入れた表現が出来るかもしれません。あとは何か気が付いた部分はありませんか。グループ長会議では調査研究という事のお話が出ていませんでしたか。</p> <p>A 委員： 出ていました。市が情報を発信するには、調査研究あるいは資料の収集があって初めてする事が出来るのではないかという事で、市の責務なり、努力や目標なりに、調査研究あるいは資料の収集も入れてみてはどうかというお話が出ました。</p> <p>会 長： 情報の発信をするには調査研究も必要なのではないかというご意見も頂きました。あとはよろしいでしょうか。それでは第24条に入ります。 (国等が行う事業) 第24条 市長は、国もしくはその他の地方公共団体が行う事業(以下、「国等が行う事業」という。)について、協議もしくは意見を求められた場合は、審議会の意見を尊重して回答するよう努めなければならない。 何かご意見等はございませんか。すいませんがグループ長会議でのお話をよろしくお願いします。</p> <p>A 委員： グループ長会議では、この条文が一番時間を取った部分です。ここに書かれている事が中々理解しづらかったという事なのですが、国もしくはその他の地方公共団体が市に対して、協議あるいは意見を求めてくる場合があるのかという事と、もしそういう事がある場合にはどのような時にどういった求められ方をするのか、事業を計画する段階なのか、あるいは事業を行う時なのか、色々皆さんで悩みながら、最終的には素案を作った人に聞かなければわからないという事になりました。</p> <p>B 委員： 登別は観光地であるので、国等から何らかの協議があるかも知れないのではというような話をした気がするのですがあまり覚えていません。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： この部分については色々な事を想定したり、他市のを参考にしたりして色々な議論をしたのですが、国もしくは北海道、地方公共団体等が協議あるいは意見を求めてくる場合に対してではないと回答出来ないのか、もっと積極的にこちらから意見を要請する事は出来ないのかという意見がありました。他の市では協力を要請するというような文章になっておりまして、それはひょっとすると条例の性格というか、自主条例にするか委任条例にするかによっても文面が変わって来るのではないのかという事もあり、そのような事も勉強しなければいけないのかという意見もありました。</p> <p>D 委員： 言葉を限定すると場面が具体的になり、固定されてしまうのではないかと思います。意見を求められるという事だけでなく、例えば会議であったりこちらからの要請であったりと色々な事が想定されるならば、余分な部分を省き、この部分で一番言いたいと思われる「審議会の意見を尊重するよう努めなければならない」という文言を大切に、「協議もしくは意見を求められた場合は」という辺りの文言がもう少し整理されても良いのかなというような印象を受けました。</p> <p>会 長： ありがとうございます。この部分でのポイントは、国等が行う事業であっても、やはり審議会の意見を尊重して頂きたいという事ですね。この部分を整理し強調したらどうかという事で、他にはご意見や気になる点はございませんか。</p> <p>A 委員： 他の市の条例を見ますと、「国等への要請あるいは国または地方公共団体への要請という項目を設けて、景観づくりに関して必要がある場合には協力を要請するものとする、あるいは事業を行う際は景観に配慮するよう要請する」というような条文が多いです。また「国に対して景観づくりについて協力を要請します。」というように条文も見受けられますので、ここは第3節全ての人が責任を持つという事から考えても、市の方が国等に対してそういった協力を要請するというような条文の方が良いのかなと思います。</p> <p>会 長： これは国等から協議もしくは意見を求められた場合だけではなく、こちらから要請するという事があっても良いのではないのかという事ですね。そういう文章を設けた方が良いのではないのかというご意見ですが、他には何かございますか。</p> <p>C 委員： この事に関してなのですが、私もA委員の意見に賛成したいと思います。今まで色々な国の中で起こっている反対運動等は、やはりトップダウン方式というか国の方で全てお膳立てして、決まってから自治体なり住民に知らせるというようなやり方も多かったので、「市が国や北海道等に対して配慮を求める」というような文章を付けた方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： 地域の皆さんが積極的に参加し、国や北海道等に提案や要請をするというように文章が良いという事ですね。</p> <p>C 委員： 今まで色々な記事を見ていたら、事後承諾による反対運動が起きたりする例</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>が多かったと思います。</p> <p>会 長： ありがとうございます。第24条はよろしいでしょうか。</p> <p>C 委員： 市民緑地制度の事でお聞きしたいのですが、現在、登別東町の湿地帯の所だけが指定されているのですが、この制度は基本的には土地の所有者が自らお願いをしなければ指定されないという事ですよ。それでこの景観が良い、この土地が良いというような所があった場合、このようにしたいからといって次々と個人の所有地を私たちが勝手に進めて良いのでしょうか。</p> <p>事 務 局： そういう場面を想定して、今こういった条例や制度等を作り、地権者の承諾を得て、景観が良い場所等については保全して行くという事になると思います。</p> <p>C 委員： あと、条件の中で300㎡以上の広さを持つ土地とありますが、結構広いですよ。</p> <p>事 務 局： そうですね。やはりこの制度の性格から行くと、ある程度の広さを持たなければ機能しないというような意味もあるのかとも思います。</p> <p>C 委員： わかりました。</p> <p>会 長： 今のお話はこの場所が良いとなった時に、私有地や民有地を我々が進める事が出来るのかという事でしたが、それは条例の中でルールを作るという事がこれから大切になるという事ですね。</p> <p>事 務 局： この素案にある景観自然遺産等を条例の中で制定していければ、様々なかたちで提案する事が出来ると思います。</p> <p>C 委員： 所有者に対し、市や市民が働き掛ける努力が必要なのではないかと思うのですが、了解を得るために指定されたから協力をお願いするというかたちも良いのですが、事前に私たち市民の思いとかを普及活動し、了解を得なければならないというような文章も私はこれから必要になって来ると思います。</p> <p>事 務 局： そうですね。そういった仕組み作りは必要になると思います。</p> <p>会 長： 行為の制限についてのご意見を頂いたという事で先に進みます。それでは第4章行為の制限、第1節景観・自然遺産区域内での行為に入ります。 (行為等の届出) 第25条 景観・自然遺産区域内において、次の各号に掲げる行為(以下、「行為等」という。)をしようとする者は、行為等の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日、その他規則で定める事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、国等が行う事業はこの限りではない。 (1) 建築物等の新築、改築、移転、除去又は外観の修繕、色彩の変更</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>(2) 木材の伐採 (3) 屋外における物品等の堆積 (4) 屋外広告物の掲示 (5) 土石類の採取 (6) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (7) その他規則で定める行為</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 第1項及び第2項の規定による届出をした者は、当該届け出た行為等を完了し、又は中止したときは速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 第1項から第3項の規定は、通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為で規則で定めるものについては適用しない。</p> <p>というような表現になっていますが何かご意見はありませんか。</p> <p>D 委員： 質問ですが、第25条第1項の1号から6号までは何らかの法律で制限されているのではないですか。</p> <p>事務局： 区域によってはされています。例えば自然公園区域内においては、かなり厳しい規制が掛けられている所もあります。</p> <p>D 委員： 法例等でそのような行為を制限している区域に更に制限を掛けるという意味合いになるのでしょうか。</p> <p>事務局： 法令等が上位にあってそれを補完するといった意味合いになってくると思います。どのような場所を指定するかによっても変わってきますが、例えば皆さんが例として挙げた亀田記念公園は都市公園法の規制がありますし、鷺別岬は保安林指定といった、規制が掛けられていると思います。</p> <p>会 長： これらは雛形というかどこかの条例から引用したのですか。</p> <p>B 委員： そうです。色々あっていくつか削ったのですが、第3号が最も強調したかった部分です。幌別東小学校裏の海岸の所が景観としては良くないのではないかとというような意見があったからです。それ以外にも、景観として色々な事があるのではないかとというような事で、これだけの項目を挙げたような気がします。</p> <p>会 長： 行為の制限という事で、今具体的な箇所として幌別東小学校の裏の所が少し目に付いたという事ですけど、皆さんが実際に接している中で気になるような所や、これはちょっとやめた方が良い・制限した方が良いというのは何かありませんか。第25条第1項第3号には物品等の堆積という文言で記述されていますが、ゴミとは書かれておりませんね。ゴミは別な条例があるからでしょうか。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>C 委員： 私はこの条項に当てはまるのを探していたのですが、私はここで生まれ育っているのですが、ずっと見てきた山が色々な事情で無くなるのがすごく寂しいという気がします。個人の所有地であるため、売ったりするという事までは制限出来ないのかも知れないのですが、景観という事を考えると、何かすごく故郷の景観が崩されているようで、とても悲しいから、そういう文言がどっかに入れられないかなと思います。例えば、土地の形質の変更とか、そういうところに当てはまるのかとも思いますが、でもこれだったら、ちょっと弱いかんと思ったりしているところです。</p> <p>会 長： 山が削られた例ですね。私の住んでいる地区だと、登和石油の裏に、以前、和幸園ホテルというのがあったのですが、そこが造成されてしまいました。あれは個人の所有だったと思います。ですから、第6号にそのような記述が出来れば良いのでしょうか。宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、そのような行為をする時に、ここは良い景観ですので協力して頂けませんかという事は出来るのでしょうか。逆に、土砂などを堆積する事により山のような物が出来たら困りますけど。</p> <p>C 委員： 幸町の国道36号線沿いの、旧レストラン太郎があった裏山の方は、土とか石を採取していると思いますが、年々山が無くなっていると思います。</p> <p>会 長： まさしくそれは、第5号に土石類の採取をする場合には届出なければならないとありますので、それで景観が変わるような時は、お願い出来るでしょうね。僕らもこういう商売をやっていますが、やはり事業者という事を考えると、市民の皆さんとかお客さんに対しての社会的責任から率先して協力して行かなければ駄目だと思います。自分の土地だからと安易に考えずに、気を使わなければいけない部分が出て来ると思います。ここについては、我々が考える以上の部分というか、専門的な部分なのかと思いますが、どうでしょうか。</p> <p>D 委員： 他市の条文では、具体的にこれ位の大きさは駄目ですとか、届出が必要ですよという文言があるのですが、この条例の素案の中には、例えば軽易な行為については適用しないと謳われてはおりますが、その適用範囲というか、どこまでが軽易な行為と認められるのが良く分かりません。例えば犬小屋を建てる時には届出を出す必要があるのか、その辺の線引きが分からないと思います。</p> <p>会 長： この条文だけでは分かりません。軽易な行為・通常の管理行為というのは、例えば専門家の用語の中で定義付けされているのですか。事務局の方でしょうか。</p> <p>事務局： これを読む限りでは、大きさの届出基準は何も無いですね。</p> <p>D 委員： 別に定める届出審査基準というのは作るのですかね。その中で軽易な行為の基準が分かるように基準が出来るのでしょうか。凄く難しいですよ。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： その事については、我々が決めるのか専門家が決めるのか、そういった事をこの話し合いの中で必要とあればして行きましょうという事になるかと思えます。ちょっと私らでは判断が難しいかも知れませんが、例えば先程の犬小屋の問題にしても、色がラメ系や原色系のけばけばしいものであったら、ひよっとしたらそれは小さくても注意を払わなければいけないのかも知れません。そういった色々な事を想定しながら考える必要があるかも知れません。</p> <p>D 委員： 建築物の色味だとか大きさとかは、この集まりでは決定せずに、別に専門家が集まって判断して頂くという事になるのでしょうか。</p> <p>会 長： 皆さんの意識として、作らなければいけないというのはあるかと思いますが、ここまで来るのに約1年かかっており、委員からも、完璧を求め過ぎるあまり、時間ばかりが経過して、いつになったら動き出すのだろうという状態では困るといったご意見も頂いておりますので、どこかの時点でスタートさせて、その後完成度を高めていくという方法もあるかも知れません。そのような事も最終的に判断していく事になるかと思えます。貴重なご意見を頂いたという事で、議事録に収めたいと思えます。第25条についてはよろしいでしょうか。それでは、第26条に入りたいと思えます。</p> <p>(届出審査)</p> <p>第26条 市長は、届出者に対して、別に定める届出審査基準に基づき審査した結果について、適合又は不適合の通知をしなければならない。</p> <p>2 市長は、規則で定める規模以上の行為等に対する審査には、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>今、議論した届出審査基準については、この第26条で謳われております。第2項には、規則で定める規模以上のものは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないとも謳われております。続いて第27条も読みます。</p> <p>(助言、指導又は勧告)</p> <p>第27条 市長は、第26条第1項の不適合の通知をする場合は、届出者に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をする事ができる。</p> <p>これについては自主条例にするか法委任条例にするかによって変わるかも知れませんが、B委員も勧告が良いのですかとおっしゃってるように、もっと強く言う必要があるのかも知れません。何か気になる点はございませんか。届出を出してもらい、それに対して適合・不適合を審査基準に基づき審査し、その結果を通知する。また、一定規模以上の行為については審議会の意見を聴きながら審査する。不適合の場合には、助言・指導・勧告が出来ますという事までが一連の流れですね。</p> <p>C 委員： 第27条の文言から言いますと、どんなひどい場合でもやめさせる事は出来ないという事ですよ。勧告だけという事ですよ。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： 先程も言いましたが、事業者等であれば企業イメージもありますので協力してもらえるかとも思いますが、もしかしたら聴いてもらえない事もあるかもしれない。そういった事について何の罰則規定も無いという事です。条例の種類によってはどうなのでしょう。</p> <p>事 務 局： 法委任条例にした場合、例えば建築物のデザインとか色については変更命令が出来るようになるのですが、その他はやはり勧告止まりであると思います。</p> <p>会 長： 他市の条例もそうなのでしょう。</p> <p>事 務 局： 他市というよりも条例では命令までは出来ないと思います。それは恐らく個人の財産権の問題であるとか諸々の問題があるからだと思います。 それとまず、土地所有者の了解を得て、このようなところを指定するという方法自体の記述が抜けていると思います。話しが戻るようですが、A 委員からも以前そのような指摘があったと思いますが、このような指定が出来るというのは、土地所有者の了解を得て初めて出来る事だと思います。そのため、これがいかに大事なものであるかという事を土地所有者の方にわかってもらい、協力してもらう事が大切であると思います。</p> <p>会 長： そういう意味では条例が必要であり、何かする時にはこういうのがありますという事を皆さんに促して、一緒に一つの目標に向かって景観を良くして行きましょうと協力を願う。そういったマニュアルがあるからこそ皆さんで街づくりが出来るのですよね。よろしいでしょうか。何か気が付いた事があったら、言って下さい。それでは第2節モデル地区等の区域内等での行為に進みます。まず第28条を読みます。</p> <p style="text-align: center;">(モデル地区内での行為等)</p> <p>第28条 モデル地区内において規則で定める行為等を行う者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。ただし、国等が行う事業はこの限りではない。</p> <p>2 市長は、景観モデル地区内の規則で定める廃屋、屋外広告物、空き地及び堆積物等が、当該地区内の景観を阻害していると認めるときは、当該土地等の所有者等に対し、整備・改善等の措置を執るよう要請する事ができる。</p> <p>D 委員： ここに書かれている「規則で定める」の規則は、何の規則を指すのでしょうか。第11条のモデル地区の指定についての規則でしょうか。</p> <p>A 委員： これは実施規則だと思います。例えば旭川の景観条例だと一緒に規則も載っているのを見て貰いたいのですが、左半分が条例で右半分が規則になっています。条例と共に規則を作る事になると思うのですが、まだそのような規則の素案もないので話が進めづらいです。私達が作る事にはなっていませんが、規則は必要なので、誰かが作らなければいけないと思います。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： 国等が行う事業についてはこの限りではないとなっておりますが、基本的には行為を行う時には市長に届け出なければならないとなっております。また、景観区域内・モデル地区内に景観を阻害していると認められる物があつた時は、整備や改善等の要請をする事が出来るという事が書いてあります。定める前からあるかもしれないから、このような文言になっていると思います。規則の素案みたいなものが無いので良くわかりませんが。続いて第29条の眺望ゾーンでの行為に進みます。まずは条文を読みます。</p> <p>(眺望ゾーンでの行為)</p> <p>第29条 自然・景観遺産を眺望する眺望ポイントから眺望に影響を与える区域(以下、「眺望ゾーン」という。)内において規則で定める行為等を行う者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。ただし、国等が行う事業はこの限りではない。</p> <p>同じですね先程と。引き続き第30条も読みます。</p> <p>(保護樹の保全・移植等)</p> <p>第30条 保護樹に対して規則で定める行為を行う者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。ただし、国等が行う事業はこの限りではない。</p> <p>モデル地区・眺望ゾーン・保護樹に関する事、3つですね。何か気になる事ございますか。</p> <p>D 委員： 一般市民ですとか事業者が何か行為をする時には、ある程度縛りが効いているのはなんとなく分かります。先程の話に戻りますが、例えばここは登別で一番素晴らしい眺望だということに、国等が箱物を建ててしまう時には、市長が協力を要請する事は出来ても、やっぱり国の力の方が強くて、国によって眺望ポイントが阻害されてしまうといった行為を避ける事が出来ないという事になるのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： そのような事もあり、先程の第24条の中で、我々から逆に要請するといった条文にしてはどうかとの意見だったと思います。市からお願いする事は出来ても最終的な決定という部分では、どうしても国が優先される気がしています。例えば登別市が景観行政団体になったとしても、やはり国の方が優先されてしまうのですか。</p> <p>事 務 局： 眺望を阻害する何かを国が建てるとなった場合、やはり協議していくしか無いのかなと思います。</p> <p>会 長： どっちが強いという事では無く、あくまでも協議という事ですね。ただ、今までの文章表記では、国等が行う事業はこの限りではないとなっており、受け身一方というか防戦一方という気がしますので、協力を要請する事が出来るといったような表記にしようという提案だったと思います。A委員、今の事につ</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>いてどうでしょうか。</p> <p>A 委員： この素案を見る限りでは、眺望ゾーン内で行う国等の行為については立場的に弱い感じがしますが、景観法に景観計画区域内で行う行為の届出について謳われておりますので、お手持ちの資料を見て頂きたいと思います。第16条にその記述がされており、この場合の景観計画区域とは、我々の考えでは登別市全域になるかとは思いますが、その第5項と第6項に国等が行う行為についての関係条文が載っています。第5項には、「国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をする事を要しない」という事で届出は要しないのですけれども、その続きの文章として、「この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない」という事で通知はしなければ駄目だという事ですよ。その通知があった際、どうするかという事が第6項に書かれておりまして、「景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求める事ができる」という事ですので協議は出来る。協議する中で、こちらの言い分を通せるのではないかと思います。今は景観計画区域内の事ですけれども、もっと規制の厳しいものとして景観地区というのがあります。これは都市計画の手法の一つですが、これについての条文が第61条から記載されています。第66条第2項には、「景観地区内の建築物の建築等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体（以下この条において「国の機関等」という。）である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市町村長に通知しなければならない」とあります。続いて第3項も読みます。「市長村長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から三十日以内に、当該通知に係る建築物の計画が第六十二条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めたときあつては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めたとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定する事ができない正当な理由があるときあつてはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない」とありますので、これは認定証は交付しなくて良いけども、理由を記した通知書を交付しなさいという事ですよ。続いて第4項も読みます。「第二項の通知に係る建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。）は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、する事ができない」となっております。だから、市が認定証を交付しなければ、工事は出来ないという事ですよ。だから通知書だけ出していけば良いのではないかと。認定証を出さなければ工事は出来ないのではないかと。私はそのように景観法を理解していますけど。</p> <p>会長： いずれにせよ、やり取りの中で協議していくという事ですね。国等が自由に何でも出来るという訳ではないですよ。そのような事もこの条例の中で謳って、市民の皆さんにもお互いに協力を要請していこうという事ですよ。それ</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>では、第3節大規模建築物等の行為等に進みます。まずは第31条を読みます。</p> <p>(行為の届出)</p> <p>第31条 景観・自然遺産区域、モデル地区及び眺望ゾーン以外の市域において、大規模な建築物等及び広告物の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕もしくは外観の色彩の変更、その他規則で定める行為を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、国等が行う事業はこの限りではない。</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 第1項及び第2項の規定による届出をした者は、当該届け出た行為を完了し、又は中止したときは速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>引き続き第32条と33条も読みます。</p> <p>(届出審査)</p> <p>第32条 市長は、届出者に対して、別に定める届出審査基準に基づき審査した結果について、適合又は不適合の通知をしなければならない。</p> <p>2 市長は、規則で定める規模以上の行為に対しての審査には、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の審査基準を定める時は、審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>(助言、指導又は勧告)</p> <p>第33条 市長は、第41条第1項の不適合の通知をする場合は、届出者に対し、必要な措置を講じるよう助言、指導又は勧告することができる。</p> <p>となっております。何か気になる事はございますか。今、読み上げた部分は、景観・自然遺産区域、モデル地区及び眺望ゾーン以外の市域となっております。</p> <p>D 委員： 第32条は第3項まであって、審査基準を定める事について書かれているのですが、第26条には第3項が無くても良いのでしょうか。第26条は景観・自然遺産区域内での行為ですので違う事ではあるのですが。もう1点は、審査基準は一度定めれば変わる事はないのでしょうか。もしあるとすれば、定める時と、変更する時も想定した方が良いのかなと思います。</p> <p>会 長： 最初の部分、もう1度よろしいでしょうか。</p> <p>D 委員： 第32条の構成としては、第1項が届出審査基準に基づき審査する。第2項が一定規模以上の審査については審議会の意見を聴く。第3項が審査基準を定める時は審議会の意見を聴くという3つの項目で出来ています。第26条は第32条と同じような内容なのですが、第2項までしかなく第3項がないという</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>事です。</p> <p>会 長： それと審査基準の変更が、途中であるのではないかという事ですね。</p> <p>D 委員： もう一つは、定める時以外にも変更の可能性があるならば、変更の事も触れておいた方が良くはないかと思えます。</p> <p>会 長： 1点目の部分について再度確認します。第32条第3項には、「市長は、第1項の審査基準を定める時は、審議会の意見を聴かなければならない」とあるが、それが第26条には無いのは何故かという事ですね。これは第26条が足りないのですね。何か意図があってそうしているのか、たまたま抜けたのか。また、審査基準の変更も考えられるので、そのような記載も必要ではないかというご意見を頂きました。よろしいでしょうか。他に何かございますか。</p> <p>事 務 局： 以前、景観法の説明をした時に、登別市は景観行政団体にはなっていないので北海道が景観行政団体となり、登別市の行政区域については北海道の条例に基づいて色々な規定がされているというお話をしたと思えます。北海道条例それから北海道景観計画というものがあり、その景観計画の中の5ページ目に届出対象行為の一覧表がありますので、そちらを見ながら少し説明をしたいと思えます。そこには一般区域についての届出対象行為の記載がされておりますが、登別市も一応一般区域という事になっておりますので、こちらの規制が掛かる事になります。届出対象行為の(1)には建築物の規定が書かれており、右の欄にはその規模が書かれております。例えば登別市内において、高さ13メートル又は延べ面積2,000平方メートル以上の建築物を建てる時には北海道に届出をしなければならないという規定があります。そのような届出があった場合には北海道が審査をして、審査基準に適合しているかどうかを判断し、回答をする事になっております。ここで少し疑問というか重複していると思うのは、この条例案には、大規模建築物等の行為等の届出という事で、モデル地区や遺産区域以外の一般地区での建築物に関しては全て市の方に届け出しなければならないという事になっております。そのため、13m以上の建築物については、北海道の方に届出をして審査を受けなければならないし、市の方にも届出をして審査を受けなければならないという事になり、まさにこれは二重行政になってしまうという問題があると思えます。ちょっと分かりづらい説明になったかとは思いますが、どうでしょうか。</p> <p>会 長： 景観行政団体になるかならないかで、変わって来るという事でしょうか。</p> <p>事 務 局： 例えばこの条例案のとおり自主条例として定めた場合には、そのような問題が起こるのではないかという事です。北海道にも届出をしなければならないし、市にも届出をしなければならない。そのため重複するような部分を削除するか、あるいは、登別市が景観行政団体となり景観行政を進めていくのか、そのような問題もあると思えます。</p> <p>D 委員： 登別市が単独で景観行政団体になっていないので、北海道の規制が掛けられ</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ているという状態なんですね。</p> <p>事務局：　そうです。更に市でも規制を掛けるという事です。</p> <p>B 委員：　他の都市で景観行政団体になっているところは、市だけに届出をすれば、北海道には届出をしなくて良いのですか。</p> <p>事務局：　景観行政団体になっているところは、市だけで良いです。</p> <p>B 委員：　登別市はそうではないので、このままだと届出が2つになるという事ですか。</p> <p>事務局：　このままだと届け出は両方に必要になりますね。そして、市は市の独自の審査基準に基づいて、審査してその結果を通知する事になりますね。北海道は北海道で、北海道の基準に従って審査して、通知する事になるかなと、基準が違うかもしれないけれども、二重の届出をしなければならないのかなと思います。</p> <p>D 委員：　折角、条例を作ったという状況の中で、基準は北海道なので大型の物を建てる時に、市は何も言えないというのはどうなのかという事を考えると、二重の手間でも話合うというか、指導、助言、勧告が出来るという事は必要なのではないかと感じて聞いてました。</p> <p>B 委員：　北海道の届出対象規模が 2,000 m²以上と書いてあるので、北海道の対象になるものを除くとかにすれば良いのではないのでしょうか。</p> <p>事務局：　この条例案では大規模と言いつつも、何m²を超えとかといった大きさの規定が何も無いので、結局このままだと全て届出しなければならないと思います。</p> <p>B 委員：　そうですね。やはり北海道の対象となるもの以外を大規模と呼べば良いのでしょうか。それとも登別市が景観行政団体になると良いのでしょうか。そうすると全て解決ですよ。</p> <p>F 委員：　登別市が景観行政団体にならないというのは、北海道の基準に沿ってるからならないのでしょうか。</p> <p>事務局：　なろうと思えば北海道と協議してなる事は出来ます。今回そのような問題がある事を取り上げましたが、景観行政団体になってきちんと法委任条例にしたほうが良いのか、それとも重複しないような内容として、あくまでも自主条例からスタートし、色々勉強しながら将来的には法委任条例に移行していくのが良いのか、そのような問題がまだ残っていると思います。ただ、自治推進委員会が案を作った時は、最初は自主条例からスタートして、将来的に法委任条例に移行していくといった意味合いがあったみたいです。</p> <p>F 委員：　そのところは、更に話し合わない駄目ですね。</p>
-----------------------	--

会議内容 (質問等)	会 長： 私も勉強不足ではありますが、そろそろ、そういうところを判断しなければならぬところに来ていると思います。資料の中の景観法の制定の背景と概要のところには、そのような事が書かれているのでしょうか。丁度切りの良いところで時間切れとなりました。このところについては、私も予習してない部分でしたので、全然回答する事が出来なくて困っていたところでしたので、もう1度私のほうでも勉強してきますので、再度議論したいと思います。もう少しで条例案の検討を一通り終える事になると思いますので、どのようにまとめていくかという事も考えなければならぬと思います。今日は重要なポイントが出てきましたので、皆さんの方でも考えて頂ければと思います。よろしいでしょうか。時間をちょっとオーバーしましたが、本日の会議を終了したいと思います。長い間ありがとうございました。
---------------	--